

茨城県議会議員の皆様

私達の県民投票条例案を県議会でご審議いただき、ありがとうございます。

さて、県議会合同審査会におきまして、各会派の意見表明がありましたが、傍聴された受任者の方々からいろいろ質問（疑問）が届いております。その中で、以下の2点について、ぜひお伝えしたいと存じます。今後の審議でご考慮いただけると幸いです。

1. 県民投票の実施時期を条例案に明記していないことについて

公明党・田村委員は「投票日がいつになるのか不明なままでいいのか疑問」と述べられました。一方で、「知事は県民が賛否を判断するために必要な情報提供を行うものとする、とありますが、安全性の検証、避難計画の策定の双方ともが終了しておらず、県民に対して公平に必要な情報提供ができる状況にはないと考えています。」とも述べられています。私達も、安全性の検証、避難計画の策定が終了していない現段階で投票日を規定することは困難と考え、第4条では、「県民投票の期日は知事が再稼働の是非を判断するまでの期間において知事が定める」といたしました。

もし、条文で投票日を「条例制定から6か月以内」や「1年以内」などと明記した場合、安全性の検証や避難計画の策定がそれまでに終了しているかは不明であるとの理由で条例案に反対の意見が出るのではないのでしょうか。

県民投票の期日を規定していないことによりどういう問題が生じるのか、もう少し詳しくご説明いただけると幸いです。

2. 再稼働および民間企業への影響について

いばらき自民党・白田委員は、「民間企業の行く末を議会が決定することの矛盾や、賠償等の法律上の懸念もある」と発言されました。これは、再稼働に対して県が不同意を表明した場合、賠償等の法律上の懸念があるということなのではないのでしょうか。もしそうなら、県には実質的に同意権はないということになり、県民の意見を聞く方法を議論すること自体が無意味になるのではないのでしょうか。

しかし、白田委員はその後で、県民や、避難計画を策定する市町村ならびに県議会の意見を聞くタイミングについて触れるなど、県民の意見を聞くことの必要性は認めておられます。

この「賠償等の法律上の懸念」と「県民の意見を聞くことの必要性」が共存している点をどう理解したらよいか、ご説明いただければ幸いです。

なお、市町村課長の答弁で「会から条例案に関する相談はなかったと聞いている」との趣旨の答弁がなされましたが、これは事実と異なります。2019年5月24日（金）14～15時、県庁において、原子力安全対策課、市町村課に対し、本会が沖縄県条例および宮城県条例案を提示の上で相談を行ったところ、原子力安全対策課より「条例案の相談には応じかねることをご理解いただきたい」との発言があり、それ故、以降は手続き面のみでの相談にとどめていたものです。

最後に、今回の合同審査会日程について、参考人質疑と採決は別日に行っていただくよう申し入れておりましたが、反映されず、1日のスピード審議となりました。

委員会前に一部会派ですでに結論が出されていたとの報道があり、請求代表者3名は非常に落胆しておりましたが、それでもなんとかご理解いただきたいと、真摯に説明、答弁いたしました。

このような結論ありきの審査は、参考人の方々にも大変失礼であり、非常に残念です。今後はこのようなことがないように、審査のあり方についてご再考いただきたいと思っております。

以上の点をはじめとして、今回の審査過程にはまだ多くの疑問点や問題が残っています。したがって、このまま拙速に採決されることなく、継続審議していただくことを望みます。

いばらき原発県民投票の会
事務局長 曾我日出夫